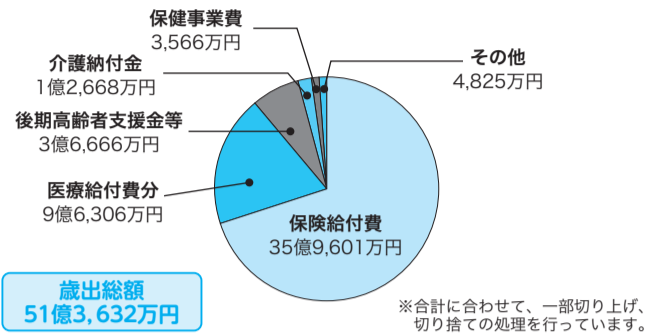
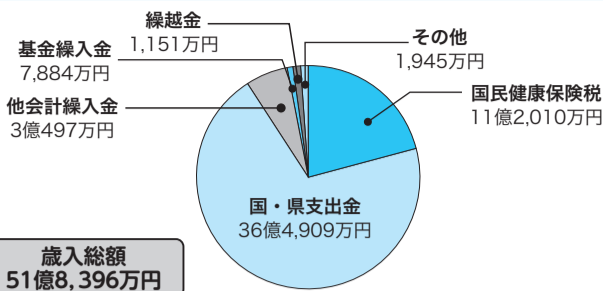


令和2年度 国民健康保険特別会計の決算状況



国民健康保険は、加入者が病気になる時やけがをした時などに備えて、皆さんで支え合う制度です。平成30年度からは国保の広域化により、千葉県も市とともに保険者となり、皆さんから納めていた国民健康保険税や国・県・市などからの支出(補助)金などで運営されています。

国民健康保険は、職場の医療保険に加入している方や生活保護を受けている方などを除く、74歳までの全ての方が加入することになっています。

令和2年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、円グラフのとおりです。歳入では、保険給付費(国保負担分)は前年度より1億2,651万円減少し、35億9,601万円(3.4%減)となり、加入者一人当たり給付費は約5千円の減となりました。これは、新型コロナウイルス感染症による受診控えや、手洗い・うがい・マスクの着用が通年を通して徹底されたこと、風邪やインフルエンザ等が流行しなかった影響があったと推測されます。また、医療給付費分として9億6,306万円、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等は3億6,666万円、介護保険制度への介護納付金は1億2,668万円の支出でした。

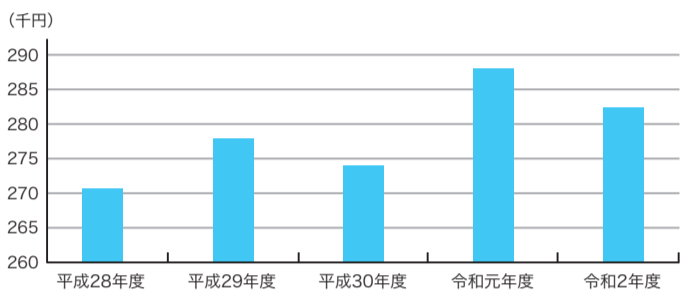
国民健康保険特別会計の決算状況

また、歳入では、加入している方々からの国民健康保険税が前年度から1,748万円減少し、11億2,010万円となり、保険給付費等に対する国や県などからの支出(補助)金は、36億4,909万円でした。

その結果、令和2年度決算では約4,764万円の赤字となっています。

被保険者の高齢化の進展や

加入者一人当たりの保険給付費の推移



高価薬剤の使用が増えるなど、今後は保険給付費が増える見込みです。保険給付費の大半は、国民健康保険税で賄われているため、保険給付費が増えると、国民健康保険税の負担増加にもつながります。

市が実施する特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用することで、自身の健康管理に努め、医療機関等にかかる際に、ジェネリック医薬品の利用やお薬手帳の活用など、保険給付費の抑制にご協力をお願いします。

◆ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、厚

勲 叙

◆高齢者叙勲
▶瑞宝小綬章
(教育功労)
秋葉 輝夫 氏

市介護保険運営協議会を傍聴できます

- ▶日時=11月9日(火)13時30分~
- ▶会場=中央公民館2階講義室
- ▶傍聴席=5席
- ▶申込方法=当日13時15分から会場受付

※申込多数の場合は抽選

- ・発熱、せき等の症状がある方は、入場をお断りさせていただく場合があります。
- ・会場内では、マスクの着用をお願いします。

☎高齢者支援課介護保険班
☎0475(70)0309

◆お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は皆さんと病院と薬局を結ぶ連絡帳のようなもので、緊急時やいつもと違う病院や薬局に行っても服用している薬がわかります。

なお、お薬手帳が複数あると、薬の危険な飲み合わせや同じ薬を二重に処方してしまう恐れもあります。服用歴を正確に管理するため、1冊にまとめましょう。

☎市民課国保班
☎0475(70)0334

QRコードで居場所をお知らせ 高齢者見守りサービス

市では、認知症高齢者等を対象とした新しい見守りサービスを開始しました。

万が一、徘徊してしまった場合に居場所を知らせるサービスで、QRコード付きのラベルシールを帽子や服、杖、



シルバーカーなどに貼って利用します。

徘徊を発見した方がスマートフォン等でラベルシールのQRコードを読み取ると、事前に登録した家族などに発信通知メールが送信され、保護されたことがわかります。利用には、市役所への登録が必要です。

▼対象は市内在住の65歳以上の方で、徘徊したことがある方、または今後のために利用を希望する方

※家族等がメールを受信できる環境が必要です。

▼利用料は無料(1人1セット30枚)※追加購入は有料。

▼申込受付は開庁日8時30分~17時15分

☎地域包括支援センター
☎0475(70)0439



地域包括支援センターだより

~かかりつけ医を持ちましょう~

「かかりつけ医」とは、健康に関することを何でも相談でき、必要時は専門医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のことです。

いざというときに困らないためにも、自宅の近くにかかりつけ医を見つけてみましょう。

- 【かかりつけ医を持つメリット】
- ・病気の予防・早期発見につながる
 - 日ごろの健康状態を知っていて、体調などに関して何でも相談できるので必要であれば医療面で早めの対策が取れます。
 - ・専門の病院を紹介してもらえる
 - 万が一、専門的な検査や治療が必要になった場合、症状に適した専門医療機関を紹介してもらうことができます。
 - かかりつけ医がない場合、自己

判断で受診を控えたり、間違った対応策を取ったりしているうちに重症化してしまうといったことになりかねません。

また、介護サービスを利用する場合には介護認定の申請が必要となります。その際に主治医意見書が必要となり、かかりつけ医がその書類に記載します。かかりつけ医がいない場合、介護認定の申請手続きが滞るため、かかりつけ医を持つことは非常に大切です。

- ☎地域包括支援センター
☎0475(70)0439
- 在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎0475(73)5146
- 在宅介護支援センター杜の街
☎0475(70)1666

ねんきんナビ

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産された際に産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

現在、国民年金保険料免除制度を利用されている方も手続きが必要です。

▶免除期間=出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上

の出産のことをいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

▶対象=「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

▶申請方法=住民登録をしている市役所の国民年金担当窓口で、出産予定日の6か月前から出産後も申請ができます。郵送でも手続きが可能です。

▶申請に必要なもの=本人確認できるもの(免許証など)、母子健康手帳

※別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

☎千葉年金事務所
☎043(242)6320